

あいち
愛知

はたら
働くもののいのちと

けんこう
健康を守るセンター

ニュース

2000. 10

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3本館306号

電話・FAX 052-883-6966

e-mail ZAH00030@nifty.ne.jp

ホームページ URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

第10期総会開催、10団体12名の方より発言 山田理事長退任、新役員体制へ

8月19日に愛知働くものの健康センター第10期総会を、27団体40名の参加で開催しました。冒頭、近森理事から開会のあいさつと議長の選出の提案があり、宮崎理事が議長として選出され、議事に入りました。

最初に、理事会・事務局を代表して佐々木事務局長が総会議案を一括して報告提案しました。続いて、鈴木監事・理事より、会計監査報告とセンターホームページ、センターニュース編集について発言がありました。

休憩後の討論の冒頭、水野弁護士(副理事長)から、「労災保障の闘いの現状と課題」の特別報告がありました。

討論は、10団体12名の方々に発言をいただきました。発言された方々と内容は以下のとおりです。鈴木さん(過労死家族の会と鈴木過労苑・団体生命住友電設裁判)、松井さん(松井過労死東海銀行裁判)、近藤さん(住軽金関連団体生命保険裁判)、玉置さん・浅野さん(名古屋保育園業務士健康裁判)、林さん(スミケイ運輸地労委救済命令)、愛教労(義務制学校の労安活動と教職員部会活動)、名水労(上下水道局再編と職場の労安活動)

〈2ページへ続く〉

お知らせ 今後の当面の日程

第1回理事会	10月5日(木) 18時30分	小会議室
労問研「現代日本の職場労働」集会		
	10月14日(土) 13時	労働会館本館会議室
現代労働負担研究会総会	10月21日(土)午後～22日(日)昼	神戸
全国センターいのちと健康を守る全国活動交流集会		
	10月28日(土)午後～29日(日)昼	愛知・豊橋
団体生命保険連絡会議	10月29日(日)午後	豊橋
第2回拡大事務局会議	11月2日(木) 18時30分	センター事務所
過労死を考える集い	11月22日(水)	東京 昼・要請行動 夜・集会
あいち労働安全衛生学校(愛労連・社保協合同主催 センター協力)		
	12月2日(土)14:00～3日(日)12:00	(犬山市・迎帆楼)
第2回理事会	12月7日(木) 18時30分	小会議室
全国センター総会	12月15日(金) 14時	東京

愛労連(いのちと健康守る活動の位置づけと労安学校・対策委員会立ち上げ)、名南労連(地域でのいのちと健康での共同)、加藤さん(医療事故と増員・労安活動、労災病院の再編)です。討論の内容をふまえてのまとめと補足を佐々木事務局長が行いました。

この後、議案の採決と新役員の選出を全員の拍手で確認しました。新役員を代表して、**田淵医師(副理事長)**が、働くもののいのちと健康を守る活動と医師としての活動、民医連の活動にふれながら挨拶されました。

最後に、今期で理事長を退任される山田信也先生が、愛知のセンターの活動10年、全国センター設立と活動をふまえてお話しされました。

閉会のあいさつは、加藤副理事長が行い、この後有志で懇親会をしました。

センターの役員体制は、健康と年齢、振動障害の研究に専念されるため山田理事長が退任されましたので(全国センター理事長も先の理事会で確認)、後任人事は理事会・拡大事務局会議で協議してきましたが、総会時では確定できないため、**当面副理事長が代行**することになりました。また、佐々木事務局長も全国センター常任理事・夜勤長時間労働研究会の担当や労働運動の調査研究、全国的な講演や執筆活動が多忙になり、本人の意向により10期で**事務局長を宮崎事務局次長に移行**してゆくことになりました。また、事務局体制を強化してゆくために、**近森理事に事務局次長に就任**してもらい、理事の拡大事務局の拡充もはかりながら事務局の体制と活動をすすめてゆくことにします。

山田前理事長には顧問として就任してもらい、併せてセンターの設立・活動に大きな役割を果たしてきていただいた**中原東四郎さん(元センター副理事長)**にも顧問になっていただくことになりました。

10年を迎えたセンターの活動を、今後もみなさんと共に協力・共同してすすめてゆきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

第10期の事業・活動計画 総会で決定

■職場の労働安全衛生活動と活動家づくり

- (1) 第9期では、センターも協力しての労働組合で労働安全衛生担当者会議、労働安全衛生学習をすすめてきました。(自治労連、名古屋市職労、名水労、医労連、愛高教、名高教、名港労協、新聞労連、生協労連など)。第10期では、さらにセンター参加の労働組合での担当者会議、対策委員会の開催や学習会、講座、調査活動などをすすめます。産別や民間中小の共同の取り組みも強めます。
- (2) 愛労連は、センターと協力してあいち労働安全衛生学校を労働安全衛生活動交流を含めて開催しました。また、全労連の労働安全衛生活動のアンケート調査活動をすすめました。また、これを機会にいのちと健康対策委員会と体制をつくりだしていきます。10期も引き続きセンターも協力して愛労連主催「あいち労働安全衛生学校」(12月2日<土>午後～3日<日>昼を、社保協との合同学校として開催し、そこで職場の労働安全衛生活動学習交流もします。
- (3) 職場・労安活動見学会と懇談は、9期では計画できませんでしたが、要望も多く10期では職場・労安活動見学を計画します。
- (4) 愛知健康センターの活動の成果・到達、いのちと健康を守る課題、学習要求内容を中心にしたいのちと健康学校、講座を医学者・医師・弁護士・専門家の協力を得て開催し、学習と活動交流の場にしてゆきます。また衛生管理者資格取得のための講座を検討します。
- (5) 全国センターの2000セミナー(東・西)にも愛知から積極的に多数参加して学習と活動交流を深めました。秋に行われるいのちと健康を守る全国活動交流集会(10月28日～

29日愛知・豊橋)は地元で開催ということもあり、積極的に多数の参加と集会運営の協力をしてゆきます。また、来年開催の2001セミナー(6月予定)にも多数参加して学習・交流を強めます。

■いのちと健康を守る地域の運動

- (1) 病気理由の解雇を許さず職場復帰させるたたかいを機会に、みなと地域でのいのちと健康を守る運動とたたかいの共同をすすめてきました。介護シンポと自治体申し入れ、地域の活動交流、職場の労働安全衛生アンケートと交流集会などをおこない、昨年11月にみなといのちと健康を守るセンターを設立しました。また、センターも協力して港の労安活動、地域でのいのちと健康を守る運動を中心にした全国港湾シンポが開かれました。10期はこれまでの活動をふまえ、参加団体による健康アンケートを共同して取り組みます。
- (2) 住友電設・過労死認定・団体生命保険鈴木裁判を支援する一宮地域では、裁判支援・総行動などの支援の会の運動がすすめられ、団体生命保険では勝利和解が成立し、報告集会も開催されました。過労死認定裁判では地裁で勝利判決が勝ち取られましたが、労働局が控訴し、高裁で闘われています。勝利判決に向けての運動が進められています。また、一宮健康大学の開催、一宮争議支援集会などの活動も展開されています。今後もしのちと健康を守る共同と運動を拡げてゆきます。
- (3) 名古屋南地域では、名南労連の要求活動交流集会で働くものの健康・生活・労働問題がとりあげられ、これを継続したとりくみにしています。南医療生協労組、名南会労組の労安活動や大同の在職死をなくす運動などの地域の共同をはかります。名古屋中地域では、栄総行動で過労死家族の会労働基準局交渉・支援の運動がすすめられています。西三河地域(トヨタ関連)でのいのちと健康を守る活動をすすめてゆきます。他の地域でのいのちと健康を守るとりくみの計画を準備します。
- (4) 中小商工業者のいのちと健康を守る運動も、この間、愛商連の営業と健康アンケート調査の分析などで共同してきました。自営業者や家族のいのちと健康を守るとりくみも民間中小零細企業労働者をも視野にいった地域での共同を検討してゆきます。



■過労死・過労自殺・労災・職業病・団体生命・裁判・争議の支援と共同

- (1) 家族の会鈴木裁判では、団体生命保険が勝利和解で解決し、過労死裁判も一審で勝訴しましたが、労働局に控訴され高裁で係争中です。これらは「全国過労死を考える集い」で全国の家族の会を励ますものでした。東海銀行松井裁判も重要な段階を迎えています。名古屋過労死家族の会の支援をいっそう強めます。
- (2) 住友軽金属・近藤団体生命保険裁判や住軽金関連の裁判・争議(過労死・団体生命・出向・降格差別)の支援をみなとの地域センターとすすめてきました。東京での中央総行動や全国集会での訴えで署名も大きく広がり、裁判闘争も大きく広がっています。11月22日の全国過労死家族の会・過労死をなくす集いを成功させます。
- (3) 長年裁判闘争を続けてきた名古屋市職労労災認定闘争(調理員)が一審で勝訴しましたが、不当にも基金支部が控訴して、高裁でたたかわれています。名古屋市職労、自治労連愛知県本部と共同して支援を強めます。また、基金支部民主化、公務災害認定に關しての自治労連・全教のアンケート調査活動をすすめます。
- (4) センター参加団体・個人や大企業での労災・職業病・過労死・過労自殺、それに過労死弁護団関連などセンターに関わるいのちと健康を守る運動とたたかいを、過労死弁護団、国民救援会、愛知争議団とも連携共同して支援してゆきます。

山田信也先生、愛知健康センター理事長をご退任 感動的な退任のご挨拶

山田信也先生は、愛知の健康センター設立当時から、センター理事長としてご尽力いただきました。10期を迎えるに当たって、健康と年齢、さらに研究にご専念のため、理事長を退任されることになりました。総会の最後に山田先生からご挨拶を頂きました。その全文をご紹介しますと同時に、今後の愛知健康センターやいのちと健康を守る運動の指針としたいものです。

私は、健康上の理由と年齢が70歳になることから、全国センター理事長と愛知センターの理事長を退任させて頂くことになりました。

振り返ってみると、私は1950年に、名古屋南部でのセツルメントの仕事を手伝うことがきっかけになって、働く人たちの健康問題に取り組むようになりました。左京山にあった名古屋造船の社宅にでかけたのが最初で、港区の港湾地域の社宅街に何度も行きました。戦災の後の復興の時期には、貧困と過労とそれによる病気が多く、労働災害による怪我や職業病は数多くありました。私の入学した名古屋大学には全国に先駆けて、労働衛生を専門にした講座が1937年に開設されていたことは、私には、幸運なことでした。労働を医学の対象にする分野があるということを知ったときの驚きや、嬉しかったことは忘れられません。

たくさんの現場を観察したり、環境や健康状態の調査に参加しながら、労働の環境や労働そのものを観察し、分析する基本を学びました。そして、どうしたら健康に有害な影響を与えることを予防できるのか、を考え、その具体的なやり方を身に付け、学問の基本にしていくことを自分の一番大切な目標にしました。

当時の企業の雰囲気は、「企業あつての労働者」でした。病気や怪我のために、働きが悪くなって解雇されてしまったり、賃金が減ってしまつて貧乏が重なっていく例は数多くありました。たくさんの重症の職業病の発生が、職業病の研究を促しても、予防は容易に進みませんでした。それは、予防のためには、環境の改善や、危険な働き方、無理な仕事のやり方、負担の大きなノルマを改善しなければならず、それは医学の仕事ではなく、企業と労働者の仕事なのであり、働く人々が自ら取り組むことなしには、成功しないことなのです。その成功のために、私は医者として何をしたらいいのか。そうした考えを持つことが大切だということに、私は次第に気付くようになりました。それからの50年は、それへの答を出すために、働く皆さんと一緒に勉強し、実際の活動をやってきたようなものです。

いま、国際的な競争に生き残るために、という掛け声で押し進められている厳しいリストラ「合理化」は、大企業の無慈悲な大量の解雇を生みだし、これに対する働く人々の抵抗は、まだまだ小さなものです。50年前の、当時の「企業あつての労働者」という考え方は、50年たつても同じように見えます。しかし、この間に、働く人々の、いのちと健康をまもる取り組みは、紆余曲説の道を歩みながら、確実に前進しました。それは、労働安全衛生法の充実や、過労死をなくす取り組みの中から、労災認定のあり方を批判する裁判判決が生まれたことなどにも反映しています。働く人々のいのちや健康を大切にすることが、企業の社会的責任として問われる雰囲気は、徐々にではありますが、高

まっています。

愛知のセンターは、この10年近い努力のなかで、新しい活動が生まれ、21世紀を目指す取り組みの土台を築いてきました。愛知の労働組合の運動の中にしっかりと根を下ろして発展したことも画期的なことです。全国ではじめての地方センターを育て、北海道、大阪、九州をはじめ各地のセンターと共同して、全国センターを生み出す土台作りに力を尽くすこともできました。そして全国に先がけて大都市に地域センターを生み出すにいたりました。

私は、こうした努力は、国の内でのみならず、世界中で育てられている、働く人々の人権を大切にする、大きな流れに繋がるものだと思います。1919年、8時間労働と残業の上限規制を盛り込んだ第1号条約の成立によって、20世紀の歩みを開始したILOは、1970年代に、労働の人間化を掲げ、働く人々の取り組みにとどまらず、学問や社会の流れに極めて大きな影響を与えました。いま、国際競争の激化によって働く人々の人権が危うくなっているときに、21世紀の戦略目標として、「Decent Work」（よりましな、生きがい、働き甲斐のある労働）をかかげました。私たちも、この目標を掲げて、もっと広い、愛知の働く人々の日常の労働や生活の中に根を下ろすことができるように、努力をしたいものです。そうした取り組みを土台にして、世界の働く仲間と連帯していくことができるように、私たちの取り組み方に、大きな転換を生み出す工夫が必要だと思います。

50年を振り返ってみるなかで、1965年から始まり、今日でも続いている、国有林での振動障害の予防の取り組みは、私の人生の大切な体験でした。長い年月、働く人々と専門家が共同して努力を続けることの意義を、働く人とともに生きることを、私に確信させてくれました。そして、1967年に創立された総評時代の日本の労働者安全センターの参与として、多くの職場の労働安全衛生活動に加わり、また雑誌「いのち」の編集や安全衛生学校の講座の企画に協力したことは、私に貴重な経験を与えてくれました。この経験を、新しい愛知のセンター、そして全国センターの設立とその発展に役立てることができたことは、本当に嬉しいことです。そして、愛知の取り組みの中から、全国の働く仲間の取り組みに役立つ多くの実践を、皆さんと一緒に育てることができたことは、幸せなことだと思っています。

私は愛知のセンターの理事長を退任しますが、これからも、皆さんの取り組みに役立てるように、心がけていきたいと思っています。やがて、愛知に国際的な連帯の経験が育つことを心から期待しています。



水野弁護士、専門家の立場で 労災補償の闘いの現状と問題点を指摘

8月19日愛知健康センターの総会において、議事討論の冒頭、水野幹男弁護士より「**労災補償の闘いの現状と課題**」と題して、特別報告がありました。その内容は、以下のとおりです。

労災補償の闘いの現状と課題

弁護士 水 野 幹 男

第1 労災認定の闘い

1 監督署長に対する認定申請と労災認定

- * 当地では昨年末に脳・心臓疾患で2件、過労自殺で1件の労災認定の成果があった。
- * 中部電力の労働者の過労自殺、現在1件労災認定申請中、近日中に、もう1件申請予定。
- * 某新聞社の人事部長の過労自殺を労災認定申請中

2 過労死労災認定訴訟

① 住友電設鈴木喘息死事件…… 一審勝利判決(1999. 9. 13)

- * 名古屋高裁における控訴審の闘いは証人の採否を巡る重要な局面

② 東海銀行松井急性心不全事件…… 一審敗訴(1998. 2. 10)

- * 名古屋高裁における控訴審……9月28日判決言い渡し <敗訴>

③ トヨタ自動車係長の過労自殺事件

- * 名古屋地裁の審理は大詰めにかけている。証人の採否を巡って重要な段階。これに勝訴すれば世論に与える影響は大きい。トヨタシステムの過密労働の実態を判決という形で明らかにできる。

- * 過労自殺などに関連する病状の認定基準は、**国際疾病分類第10版**（これを略して「**ICD-10**」という）に基づいている。今後もこのICD-10基準と照らし合わせて、病状の程度が診断される傾向がある。

第2 過労死損害賠償請求訴訟

1 富士タクシー鈴木損害賠償請求事件……名古屋地裁係争中

- * 労災認定を受けている

2 あさくま山下過労死損害賠償請求事件……名古屋地裁係争中

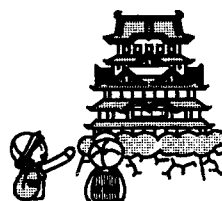
- * あさくまの支配人の過労死、労災認定はされている。

3 東海銀行松井損害賠償請求事件……名古屋地裁係争中 次回公判10/25 13:10

4 大同特殊鋼吉川過労自殺損害賠償請求事件

- * 若い経理マン。長時間労働。裁量労働が大きな争点になっている。
- * 近いうちに証拠調べが始まる。

5 中部電力の労働者過労自殺損害賠償請求調停申立 (前記の労災認定申請と同一の事件)



第3 今後の課題

1 相変わらず長時間労働、過密労働による過労死が多い

2 メンタルヘルスについての取り組みの重要性

- * メンタルヘルスについて、労働組合における取り組みが重要
- * うつ病への理解を深めること

- ・ うつ病に対する偏見が、本人にも労働者の間にも存在している。
- ・ うつ病に対する偏見を、全て払拭する必要がある。
- ・ うつ病は「心のかぜ」であり、誰しもが罹患する危険があることを認識するべきである。

- * 過労が原因で発症することへの理解を持つことが大切

- * 心がかぜをひいたら、早期に医療機関に受診する。医療機関に受診しないで自殺

にいたるケースが多い。

- 3 過労自殺により、残された家族のケアとサポートの取り組みの重要性

*家族の会を作りサポートする必要がある。

- 4 支援運動の一層の取り組みの強化

*訴訟を闘っている人は大きな負担がある。支援運動を一層強化する必要がある。

- 5 労働基準監督署の不当な調査、訴訟における応訴態度を改めさせる運動の重要性

*労働基準監督署が、プライバシーを侵害する調査をすることになるのは極めて問題がある。以上

過労死研究会、オタフクソース事件を研究協議

9月7日（木）午後6時より水野弁護士事務所にて、過労死研究会が開かれました。今回は、オタフクソース事件判決を題材とした、過労自殺について学習を深めました。講師は岩井弁護士。健康センター2名、過労死家族の会3名を含め、合計11名の出席で開催され、オタフクソース事件についての判例を題材に、活発な討論がなされました。

オタフクソース事件

■事件の概要

- (1) 被告……オタフクソース、イシモト

被告オタフクソースは、広島にある調味料の製造販売業者。

被告イシモトは、被告オタフクソースの一製造部門であり、取締役の大部分が被告オタフクソースの取締役であり、従業員も頻繁に流動している。被告イシモトの製品はその全てが被告オタフクソースに納入されている。

- (2) 当事者……原告の子ども、男性K氏

1971(S46). 3. 12生 大学在学中に父親が死去

1993(H5). 3 北九州市の大学卒業

1993(H5). 4. 11 オタフクソース入社

1993(H5). 10. 1 イシモトへ転籍

特注ソース等製造部門で、ソース、たれ、合せ酢（寿司など用に特別注文の酢）を製造する業務に従事していた。当初、特注ソース担当だったが、H7. 6. 1 から合わせ酢の担当に。これは裁判の争点の一つ。

1995(H7). 9. 30 イシモトの工場内で自殺をはかり、病院に運ばれたが手当の甲斐なく病院で死亡。享年24歳

- (3) 原告の請求

被告らの安全配慮義務違反を理由として、労働契約上の債務不履行(民法415)及び不法行為責任(民法709, 715, 719)に基づく損害賠償請求。

- (4) 前提事実

- ・オタフクソースはK氏に対して実質的な指揮命令権を有しており、安全配慮義務は認めている。
- ・1997年12月22日、K氏の死亡については労災認定されている。
- ・K氏に精神病の通院歴はない。（ただし、原告である母親が心配して9月28日に神経科に電話し、翌29日の予約を取ったが、Kが元気そうに見えたので受診を口に出せなかったという経緯がある。

■ K氏の業務内容

(1) 内容

各製品の製造業務。原料の投入、加熱、攪拌、分析、運搬など。帽子、作業服、靴底から30cm、重さが左右一足で1.8kgの靴を履いての作業。

(2) 時間管理

タイムカードあり（ただしH7.9.21以降廃止）。退出時に自ら終業記録用紙に始業時間、就業時間、早出時間数および残業時間数を自己申告するシステム。

(3) 健康対策 年1回の集団検診を実施。

(4) 職場の労働環境 夏場では40℃にもなる劣悪な職場環境。冷暖房効果なし。事件後、公判の最中（H8.9.25）にクーラーが設置された。

■ 裁判の争点

(1) K氏のうつ病による自殺と業務の因果関係の認定を求める

(2) 被告らの安全配慮義務違反の認定を求める

(3) 損害賠償額として、逸失利益、慰謝料、弁護士費用等の支払いを求める

■ 判決の判断は？

(1) K氏の自殺と業務との因果関係

① K氏の心身の疲労と精神的負担

・心身の疲労

午前5時、6時といった早朝から出勤しての作業であり、作業全体で見ると密度の濃いものである。平成7年8月の盆休みには、特注ソース等の製造量が増加し、折からの熱暑に加えて作業が過密かつ長時間に渡るものとなった。そのため脱水症状を起こして、病院で診察を受ける。9月13日にも受診。

裁判では、心身の疲労については、「K氏は、日々の作業により慢性的な疲労状態にあったと推認することができる」と認定されている。

・精神的負担

平成7年9月8日以降、経験の一番長い自分が、特注ソース等の製造部門を失敗の無いように運営してゆかなければならないとの気持ちを強く持つようになった。さらにY氏（平成7年4月入社。6月K氏と同じ職場に配属）らは失敗を続け、かつその失敗は自己の責任ではないといった対応をすることから、Y氏らに対してどのような指導を行えば効果的であるかについて悩むことが多くなる。

裁判では、「その精神的負担が増大していったもの」と認定されている。

② K氏のうつ病発病の有無及び程度

・うつ病とは

「うつ病とは抑うつ気分と病的哀感の特徴とする気分（感情）障害の状態（うつ状態）であって、その主症状は抑うつ気分であり、その他に、不安、行動面の制止、思考活動の抑止、自責感や卑小妄想、不眠、頭痛、食欲不振、性欲低下などの症状が見られる。」と認定。

・診断基準について

診断、程度について国際疾病分類第10回改訂（ICD-10）の基準を紹介し、この基準が採用され、うつ病の診断基準とされた。

・ICD-10をK氏へ当てはめると

7.9月22日ころにおいては、前記基本的症状はいずれもその存在を肯定することができ、一般症状のうち、「将来に対する希望のない悲観的な見方」ないし「食欲不振がある

とされている」状態が存在したと言うべき(事実と各個の個別的あてはめはしていない)。前記診断基準に照らせば、「中等症うつ病エピソードの状態」であったと認定。

イ. 林道倫精神科精神神経科病院 南雲與志郎医師

意見書において、「ICD-10基準による中等症うつ病エピソードの診断基準を満たし、従来の診断名では反応性うつ病の状態」と診断。

ウ. 西落合診療所長 日本精神神経学会理事 松下昌雄医師(被告側専門医)

意見書において、「軽症うつ病エピソード又は中等症うつ病エピソード」と診断。

<結論>

裁判では、K氏は、平成7年9月22日ころの時点で、ICD-10診断基準にいう「中等症うつ病エピソードの程度のうつ病を発病」と認定。

③K氏がうつ病を発病した原因

心身共に疲労していた状態を認定。しかし、家庭環境、交友関係、個人生活等がK氏をうつ病に罹患させたと合理的に推認できるような事情は認められない。従って、慢性疲労にあったところ、人的環境の変化からその打開策に思い悩んだ結果、うつ病に罹患したと推認できる。このように認定したことは大変評価できる。

なお、松下医師が内因性うつ病であると認定したことに対しては、精神疾患の既往歴がないこと、家族に精神疾患の既往歴のある者がいるとみとめるべき証拠が無いことなどを理由に、大部分は業務に起因すると認定している。

④K氏の自殺とうつ病罹患

うつ病罹患者の自殺率は高いにもかかわらず、K氏が、うつ病を罹患していたと認められる頃からK氏の負担を軽減させたことがない。その上、Y氏らの仕事ミスが続いた。

<結論>

裁判では、「自殺は、うつ病によるうつ状態進行の中で衝動的、突発的になされたもの」と認定。

⑤まとめ

被告イシモトでの業務とうつ病発症との間に相当因果関係を認定。さらに、うつ病とK氏の自殺との間にも相当因果関係を認定。

さらに判決では被告らのK氏に対する安全配慮義務違反の有無について次のように述べている。

「事業者は、労働安全衛生法の規定に照らし、労働者の心身両面における危険又は健康障害を防止することを目的として、措置を講ずべきことが求められているということが出来る。」

「事業者には労働環境を改善し、あるいは労働者の労働時間、勤務状況を等を把握して労働者にとって長時間又は過酷な労働とならない用に配慮するのみならず、労働者が労働に従事することによって受けるであろう心理面又は精神面への影響にも十分配慮し、それに対して適切な措置を講ずべき義務を負っていると解される。」

これは、メンタルヘルスにも配慮しなければならないと認定していることになる。

過労死家族の会 総会

場 所:水野法律事務所 TEL 052-221-5343

中区丸の内1-9-8 丸の内Kビル7F(地下鉄丸の内7番出口)

日 時: 11月19日(日) 13:00

近藤団体生命保険裁判の判決日

12月11日(月)と決まる!!

勝利判決に向け10万署名にご協力を

9月11日(月)の結審法廷には、豪雨にもかかわらず傍聴席は満席で、裁判所が椅子を増席しても足りず、今回も10名以上が後ろに立って傍聴する状況でした。

原告・近藤弘子さんの、「結審にあたり、一言申し述べたいと思います。」との言葉で始まる最終陳述が法廷に響くと、裁判官も身を乗り出して聞いていました。

続いて水野幹男弁護士が、先に提出した、500ページにも及ぶ準備書面(30号と32号)を補充する準備書面33号を力を込めて陳述しました。

この間、住軽金と生命保険会社9社の各代理人は、苦虫を噛みつぶしたような顔をしながら聞いていましたが、最後まで黙ったままで結審しました。そして、裁判官が

「判決は、12月11日(月)午後1時10分に行う。」

と伝えて閉廷しました。

1997年1月20日の第1回公判以来、約3年8ヶ月、これまでに19回の公判と2回の弁論準備を行ってきました。

この間、支援する会も、97年5月23日に発足以来、皆様のご協力を頂きながら、公判毎に宣伝活動を行い傍聴に参加し、10万署名をすすめてきました。お陰様で、署名は、9月11日までに団体署名は目標を大きく突破して3,119筆。個人署名は57,850筆を裁判所に提出しました。残り4万余筆を何としてもやり遂げて、勝利判決を勝ち取ろうと原告の近藤弘子さんを先頭に、10万署名の要請に東京、大阪、京都などに出かけて訴えています。

以上のような状況ですので、署名用紙は、何とぞ一筆でも結構ですから、ご家族、ご近所の方の署名を、団体会員の場合は団体署名を、大至急、集めて返送をお願いいたします。署名用紙が不足の場合は、お手数ですが、愛知健康センターまで連絡して下さい。

なお、署名は、10月11日、11月14日に提出する予定です。また、最終は、11月30日に提出予定です。

「団体生命保険」近藤裁判 公正判決要請署名数

団体署名： 3,180筆

個人署名： 63,318筆

10月10日現在、公正判決要請署名数は、皆様のご協力により上記のような数になりました。10万筆を目標に取り組んでいます。今後も、是非ご協力下さい増すようお願いいたします。

近藤弘子さん最終陳述

故直太さんの考え、思いを熱く語る

(9月11日結審法廷での近藤弘子さんの最終陳述全文を掲載しました)

結審にあたり、一言申し述べたいと思います。

私の夫は、人一倍正義感の強い人でした。

「職場の誰もが健康で人間らしく働きつづけられるようにしたい」と願って常に行動してきました。

それだけに、過労死裁判を通して知った団体生命保険の実態については「こんなことが許されるはずがない」「このような人権侵害は止めさせなければならない」と、この運動に取り組んでいました。

支援していた住友電設の鈴木過労死裁判では、「喘息で倒れるまで19年間働き続け、その退職金はたった350万円。一方、会社は1億円もの保険金を受け取っていた。このような大企業の横暴は絶対に許してはいけない」と、夫は、会う人、会う人ごとに訴えていました。

1996年夏、夫は、団体生命保険のあり方を問う情報開示の運動の先頭に立って奔走していました。その真っ只中で倒れ、どんなに無念だったか、言葉では言い表すことができません。この夫の思いを受け継いで今日まで来ました。

この3年半、「おかしいぞ！団体生命保険」というこの闘いに、全国の多くの方から共感とご支援を頂きました。

裁判の回を重ねるなかで、私は、夫が生前に主張していたように、「団体生命保険は本来の主旨どおり遺族保障として運用されるべき」ことへの確信を一層深めています。500頁にも及ぶ準備書面30及び32を読み進める中でもそのことを強く感じています。

なぜなら、被告住友軽金属は、昭和48年から保険契約を開始しているからです。その当時の約款では、原則として会社が保険金を受け取ることが禁止されており、会社が受け取った保険金は遺族に引き渡すことを承知の上で契約をしています。

その上、夫が団体生命保険のありかたを公に問題にしていた1993年以降も、被告住友軽金属は保険金額を増額しています。二重の企業犯罪と言えるのではないのでしょうか。強い憤りを感じます。重大な責任を問われるべき問題です。

本年5月25日に、近藤裁判支援の会の要請団が上京し、生命保険協会や金融監督庁に対して、団体生命保険を本来の主旨・目的どおり運用するよう申し入れた際も、応対に出た金融監督庁の担当者は、私の質問に対し、「団体生命保険の趣旨・目的は遺族保障にある」ということをあらためて認めています。

他人の生命にかける保険は、生まれたときからその濫用が懸念され「会社は保険金を受け取ってはならない」とされていました。会社が従業員にかける生命保険は「遺族保障」と言う趣旨がきちんと貫かれねばならないと、夫は命をかけて訴えました。

国連人権委員会の要請から帰り、亡くなる直前に次のように書き残しています。「世界が到達した物の見方考え方が、私たちの国の職場でも当たり前となり、新しいルールとなっていくような世論をつくることの大切さをあらためて感じてました」と。

人権侵害を許さない、社会正義を貫いた判決を宜しくお願い致します。

松井労災認定訴訟、夫人の控訴を棄却 残業が過重とは認めない不当判決!!

東海銀行の行員だった夫(当時42)が急死したのは、心臓の持病のため禁止されていたのに残業せざるを得なかったからとして、元銀行員の妻、昭子夫人が名古屋北労働基準監督署長らを相手取り、遺族補償年金の不支給を決めた処分の取消を求めた労災認定訴訟の判決が9月28日、名古屋高裁でありました。

笹本淳子裁判長は、

「残業は30分程度のもので過重な労働とは言えず、病気を急激に悪化させたとは言えない。」

と述べ、請求を棄却した一審・名古屋地裁の判決を支持し、不当にも昭子夫人の控訴を棄却しました。

松井労災認定裁判勝利判決に向けて、センターとしても、精力的に公正判決要請署名に取り組んでいました。判決の前日、昭子夫人から、ファックスで、公正判決要請署名協力のお礼と、9月22日までに、12,147筆の署名を裁判所の方へ届けることができ、昭子さんご自身から

「大変喜んで、励まされました。センターのニュースの紙面をお借りして心からの感謝とお礼を述べさせていただきたい。」

旨の連絡があったところです。不当にも、残業の過重は認めませんでした。

私たちが、駐車禁止を30分でもすれば、即違反切符を切られてしまうのに、持病のため禁止されていたにもかかわらず、業務命令で行った残業が過重ではないと何故言えるのでしょうか。全く不当な判決と言わざるを得ません。

松井裁判損害賠償請求訴訟、次回公判決定

10月25日(水) 13:10 名地裁1101号法廷

松井裁判は、労災認定訴訟だけでなく、損害賠償を求める訴訟も闘っています。こちらの状況は、松井夫人から次のような報告を頂いていますので原文のまま紹介します。

「東海銀行は、災害補償規定を定めており、労災又はそれに準ずる場合補償するというものです。この規定の適用を求めての調停を1997年8月に申し立てましたが、不調に終わり、1998年9月本訴、損害賠償請求訴訟にいたしました。

9月1日付け被告の準備書面(5)は、長年の病状の変化について書かれていますが、そういう認識があったなら、なおさら打つ手があったのでは!とこちらも力が抜けません。行政の判決内容と共に前進させたいものです。ご支援下さいませ。

署名がまだお手元にありましたら、

銀産労又は健康センターの方へお願いします。」



「住軽金9争議支援連絡会議」結成

■住軽金9争議とは アルミ製品製造において、日本トップメーカーにのし上がった住友軽金属（住軽金）と子会社のスミケイ運輸で闘われている9つの争議を指します。

住 軽 金 9 争 議

- 団体生命保険原告 近藤弘子 被告・住友軽金属
夫・直太／96年死亡 保険金6,680万円の引き渡しを求める
- 団体生命保険原告 川本信子 被告・住友軽金属
夫・祐三／94年死亡 保険金6,120万円の引き渡しを求める
- 団体生命保険原告 荒木みつ江 被告・住友軽金属
夫・弘孝／94年死亡 保険金6,120万円の引き渡しを求める
- 団体生命保険原告 松本美若 被告・住友軽金属
夫・孝／94年死亡 保険金6,120万円の引き渡しを求める
- 団体生命保険原告 園山好子 被告・スミケイ運輸
夫・和雄／96年死亡 保険金 900万円の引き渡しを求める
- 団体生命保険原告 高野邦夫 被告・スミケイ運輸
本人／94年重度障害 重度一級障害に支払われた保険金 800万円の
引き渡しを求める
- 強制出向裁判原告 鈴木明夫 被告・住友軽金属
本人の同意のない子会社（スミケイ梱包）への強制出向は無効と提訴
- 不当労働行為／地労委原告 林 益男 被告・スミケイ運輸
労組役員であることで降格差別をするなど不当労働行為に対して
- 労災認定申請／労働基準局原告 高野邦夫 被告・住友軽金属
休日出勤の会議中に脳卒中で倒れる、過重勤務が原因として労災申請

団体生命保険6裁判の保険金の合計は、何と2億6740万円！社員にかけた団体生命保険金を会社が全額取得。遺族には、葬祭料などわずかな金額が支払われたのみ。まさに、「社員死して、会社もうかる」という図式が如実に現れている。

団体生命保険は、本来、社員の福利厚生を目的とするものではないでしょうか。

■「住軽金9争議支援連絡会議」結成の意義

現在、住軽金・スミケイ運輸（子会社）では9つの争議が闘われ、それぞれ重要な山場にさしかかっています。それにふさわしい闘いと組織体制の拡大強化をめざし「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」が結成され、結成総会が9月21日午後6時30分より、全港湾3階で開催されました。

それぞれの支援組織はそのまま運動を進めながらも、各々の組織が協同・拡大し、リストラ企業に対し、労働者の立場に立って誠実に早期解決をせまり、それぞれの争議勝利をめざします。また、21世紀の職場の民主化、大企業の地域経済に対する社会的責任を問いながら、職場・地域から大きな影響を与える運動にするものです。

■9争議の闘いと住軽金の現状

団体生命保険の闘い6件

近藤裁判は9月11日結審、12月11日（月）午後1時10分に判決。現在10万署名に取り組んでいるところです。

労働者の命に保険を掛け、会社がぼろ儲けをする、とんでもない保険制度

の抜本的改革と遺族補償制度をめざしている。

強制出向

裁判は26回の公判を重ね、「四証人の採用を要請」する団体署名に取り組んでいる。しかし、裁判長はそろそろ結審へという動きもある。労働契約承継など商法の一部改正があり、この法の悪用による強制出向、解雇が予想され、この裁判の持つ意義が益々高まり、労働者保護法制定運動に連動する闘いとなる。

スミケイ運輸の不当労働行為

地労委の闘いも1年6ヶ月経過し15回の審問を重ねている。

スミケイ運輸の労災認定 愛知労働基準局（労働局）へ再審査請求中

住軽金の現状 生産量は史上最高となっても、最近550名の徹底したリストラを推進した。そのため労働災害が増加し、8月5日にも死亡災害事故が発生した。日本アルミニウム協会から批判の声も出ている。

■役員体制

代表委員：阿部静六（愛労連議長）猿田正機（強制出向を止めさせる会・中京大学教授）
篠原俊彦（名港労協議長）近森泰彦（近藤裁判支援する会代表）
水野幹男（団体生命保険弁護団）渡辺三千夫（愛知争議団事務局長）

事務局長：土井照雄（港地区労連議長）

事務局次長：原田弘一（健康センター事務局次長）田中洋行（港健康センター事務局長）

弁護団：水野幹男、竹内平、岩井羊一、海道宏美、三宅信幸、中谷雄二

第10期愛知働くものの健康センター

第1回理事会 報告

10月5日、午後6時半から、第10期愛知健康センター第1回理事会が労働会館2F会議室で開かれました。出席者からの活動報告、協議事項についての議論の内容を、簡条書でまとめました。

■報告事項

1. 住友軽金属関連9争議支援連絡会が、80余名で結成された。住友財閥と闘う大きな運動体ができたと喜びたい。10月14日、11月15日港北公園から住軽金までデモと座り込みを予定。
2. 労働基準監督署に、港地域で26件もの事故が起こっているの、職場巡視をするなり、文書による指導をするように要請したが動こうとしない。労働行政が企業向けになっていることを示している。
3. 松井労災認定請求裁判高裁判決で敗訴

被災者が残業禁止の健康状態であることを知りながら、30分の残業をさせ、仕事中に倒れているにもかかわらず、30分程度の勤務超過は過重ではないとして、敗訴になりました。松井夫人は判決後、ショックを隠せませんでした。しかし、矛盾したこの判決を不服として最高裁に上告するものと思われます。残業禁止の労働者を残業させた安全配慮義務違反の追求をしなければいけません。また、健康問題は労働者の個人の状況に応じて判定しなければならないという最高裁判決を下級審に定着させたいものです。なお、損害賠償請求裁判は継続中ですので、引き続きご支援をお願いします。

4. 鈴木裁判は高裁で争われていますが、意見書を出した被告側の石が証言に立つことを拒否しています。別の医師を捜すようですが、次回、11月15日が結審になる模様です。判決は来年と予想されます。署名を宜しく。

5. 小牧市で、小中学校の教職員労働安全衛生の規定が作られたが、労安法に違反する様々な規定がある。そのため、組合で県労働監督署へ実情をを知らせると共に、指導方法を教えてもらいました。市町村の実態を聞いて大変驚いているようで、人事委員会へ問題を持ち込むのが良いようです。

当面、12月2～3日に開かれる、愛知労働安全衛生学校の分科会に全労働組合を呼んで、交流を深めるとともに、できるだけ早い機会にセンターとして接触を持ち、定期的な交流を約束したいと思います。

6. 名水労の労安学習会に約200人が集まり、一泊二日で行われました。立派な冊子を配布してもらいました。各組合でこのような学習会が労使共同でできるようになると良い。吉川理事には公務員の労安体制についていろいろ指導していただきました。

7. 県内の道路公害についての交流集会が行われ、18団体、38人が集まりました。高速道路沿線の住民に、大きな健康被害がおこされていることが報告されました。地域センターの運動を進めるうえで、健康センターとしてこの問題も取り上げる必要があるように思いました。

■協議事項

1. 全国センター活動交流集会に50名以上の参加を！

10月28～29日、豊橋で開催。愛知は、事務局の手伝いもありますので、28日10時頃までに集合可能な人はご協力下さい。

各組織で労案の活動家を育てるためには、このような全国交流集会に参加して学ぶことが大きな力となります。積極的な取り組みをお願いします。

2. 愛知労働安全衛生学校への参加について

社保協・愛労連主催、健康センター協力の行事です。100名以上の参加を目指して取り組みを強めたいと思います。

3. センター主催の健康大学について

2001年5月の連休以後、センター活動の成果や学習要求に合わせたテーマで有料の講義を数回に分けて行う予定です。裁判に係わった専門家・弁護士・医師・労安活動家を講師に迎えたいと考えています。

<お 願 い>

情報の交換と運動の前進のために、理事会への参加をよろしくお願いします。



働くもののいのちと健康を守る



にご参加を！

10月28(土)13:00～29(日)12:30 豊橋市:ホテル日航豊橋

今回は、全国センター設立前の準備会主催の全国集会に続き、愛知での開催です。愛知健康センター総会や事務局機関会議でも多数の参加で成功させようと位置づけて取り組んでいます。愛知での活動報告や全国での活動経験を学び合う集会です。ぜひ、多数の参加をお願いする次第です。

準備のなかで、分科会の事例報告での愛知関係は、

第1分科会 港地域センターの地域での活動(田中港センター事務局長)

第2分科会 住友軽金属でのいのちと健康を守る活動(鈴木健康と家庭を守る会)

助言者: 佐々木常任理事(夜勤長時間労働研究会担当)

第5分科会 近藤団体生命裁判闘争（近藤裁判原告）

第6分科会 名古屋市業務士けい腕・腰痛裁判勝利と控訴の闘い（玉置原告・支援の会）
などが予定されています。分科会での報告・発言は自由にできますので、ぜひ発言準備も
お願いします。また、地元開催ということで、歓迎の挨拶は、阿部愛労連議長です。さ
らに、会場が豊橋ということもあり、宿泊せずに日帰り参加も可能です。日帰り参加の
場合は、4,000円の参加費のみです。

申し込みは、いのちと健康全国センター（TEL 03-5977-1006） または
愛知働くものの健康センター（TEL 052-883-6966） まで。

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおり
です。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月 日	事 件 名 ・ 内 容	法 廷 な の 時 間
10月20日(金)	スミケイ運輸(降格差別)林事件	地労委(AM10:00)
10月23日(月)	名古屋市市職労災認定控訴審	
10月25日(木)	大同特殊鋼(過労死)吉川裁判 トヨタ(過労死)田島裁判 東海銀行(過労死損害賠償)松井裁判	地裁1101(AM10:30) 地裁1101(PM1:10) 地裁1101(PM1:10)
11月6日(月)	スミケイ運輸(降格差別)林事件	地労委(AM10:00)
11月8日(木)	スミケイ運輸(団体生命保険)園山・高野裁判	地裁1101(AM10:30)
11月9日(木)	過労死裁判判例研究会	水野法律事務所18:30
11月15日(木)	労基署(過労死・労災)鈴木裁判 結審 (判決は、2001年1月末～2月の予定)	
11月19日(日)	名古屋過労死家族の会 総会	水野法律事務所(13:00)
11月22日(木) ～23日(祝)	全国過労死家族の会労働省交渉 「過労死をなくす集い」(東京)	
11月27日(月)	あおぞら裁判 判決	
12月11日(月)	住軽金(団体生命保険)近藤裁判 判決	地裁大法廷(PM1:10)

ニュースの原稿を、下記までお寄せ下さい。原稿は、FAX又はフロッピーで。

住所 〒464-0005 千種区千代が丘1-110-102

FAX (052) 774-5474

鈴木 利往 宛